

# 子育て世帯にうれしいお知らせ

子育て世帯の負担を緩和します。

## 子育て世帯臨時特例給付金

○消費税率引上げの影響などを踏まえ、子育て世帯に対して、臨時的な給付金を支給します。

### 支給要件

■支給対象者

- ・平成27年6月分の児童手当を受給される方が対象です。
- ※ 特例給付を受給される方（児童手当の所得制限額以上の方）は、対象となりません。

■対象児童

- ・支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

■支給額

- ・対象児童1人につき 3,000円

■基準日

- ・平成27年5月31日

住民税が課税されていない世帯は、**臨時福祉給付金**の対象になります。  
本年度は、子育て世帯臨時特例給付金と臨時福祉給付金の両方を受け取ることができます。（後日、お知らせします。）

### 申請方法

■申請先

阿久比町役場子育て支援課「子育て世帯臨時特例給付金」窓口  
平成27年6月分の児童手当を阿久比町から受給される方

- ※ 公務員の方は、基準日（平成27年5月31日）時点で住民票が阿久比町にある方（申請書及び必要書類等については、勤務先からの案内をご確認ください。）

■申請期間

6月1日（月）～9月30日（水）

- ※ 申請期間を過ぎると、申請を受け付けられませんのでご注意ください。

■提出書類

申請書 児童手当現況届と共通の用紙（6月から新規認定の方は、専用用紙）を郵送します。

### 給付金の受け取り

- 給付金の支給は、10月下旬を予定しています。（支給日は、支給決定の通知でお知らせします。）
- 児童手当の受け取り口座に入金されます。



「子育て世帯臨時特例給付金」の

**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”**にご注意ください。

自宅や職場などに市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））に連絡してください。



### 問い合わせ先

■申請方法に関する問い合わせ先

阿久比町役場 子育て支援課

☎0569(48)1111（内301・226）

■制度に関する問い合わせ先

厚生労働省 給付金に関する専用ダイヤル

☎0570（037）192

